

第3回愛媛県男女共同参画会議以降の修正事項

ページ	主要課題	重点目標	修正前	修正後
テーマ			～媛(ひめ)の国から始める、人生100年時代、持続可能な社会を目指して～	～媛(ひめ)の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～
4	Ⅱ 1			【追記】 SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて
9	Ⅱ 2 1	1	平成30年9月には、性暴力被害者の心身の負担を軽減し、その健康回復を図るとともに、 <u>警察への届出促進</u> や被害の潜在化を防ぐことを目的とした「性暴力被害者支援センター」を設立し、令和元年9月に「ひめここ」という愛称を設定しました。	平成30年9月には、性暴力被害者の心身の負担を軽減し、その健康回復を図るとともに、被害の潜在化を防ぐことを目的とした「 <u>えひめ性暴力被害者支援センター</u> 」を設立し、令和元年9月に「ひめここ」という愛称を設定しました。
10	Ⅱ 2 1			【追記】 「愛媛県青少年保護条例」(昭和43年4月施行)を平成30年12月に改正し、青少年に対し児童ポルノの提供を求める行為の規制や、携帯電話等のフィルタリング利用について事業者や保護者に説明や書面提出等を義務付けるなど、青少年の被害の未然防止に向けた規制強化を行いました。
21 22 55	5	2	①企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進	① <u>女性管理職の登用</u> など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進
30 51	1 4	4 3	ウ 学校へのチューター(講師、助言者)制度の導入(登録システム等)	ウ 学校への幅広い地域住民の参画による地域学校協働活動の推進
39	3	1		【追記】 ケ 県や市町女性幹部職員を対象とした研修会の実施等による人材育成
45	4	1	少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、 <u>女性や高齢者等一人ひとり</u> が、個性と多様性を尊重され、職場で、家庭で、地域で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を發揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会の形成が求められています。	少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、 <u>性別や年齢によらず一人ひとり</u> が、個性と多様性を尊重され、職場で、家庭で、地域で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を發揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会の形成が求められています。
55	5	2	女性の活躍には、 <u>男性の意識改革や長時間労働を是とする職場環境の見直し</u> が不可欠であり、男女とも家庭生活と仕事や地域活動が両立する環境整備が求められています。	女性の活躍には、 <u>男性の意識改革や長時間労働を是とする職場環境の見直し</u> が不可欠であり、男女とも家庭生活と仕事や地域活動が両立する環境整備とともに、 <u>女性の更なる登用</u> が求められています。
55	5	2		【追記】 カ 女性活躍推進に向けたセミナー等人材育成の実施
55	5	2		【追記】 キ 県内自治体トップで結成した「ひめの国女性活躍応援団」(※)や内閣府の「輝く女性の活躍を加速化する男性リーダーの会」の推進による女性活躍の更なる加速化

ページ	主要課題	重点目標	修正前	修正後
56	5	2		<p>【追記】 (※)「ひめの国女性活躍応援団」 「ひめの国女性活躍応援団」は、自治体トップが率先して女性活躍を推進することを目的に、平成31年2月に知事と市町長が結成したもので、「自ら行動・発信する」「現状を打破する」「ネットワーキングを進める」という3つの行動宣言を掲げ、取組を進めています。</p>
61	2	1	男女の地位が平等と感じる人の割合 (どちらかの性が非常に優遇と感じる人を除いた割合)	男女の地位が平等と感じる人の割合 (「平等になっている」及び「どちらかといえどどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計)
61	3	2	県職員(知事部局等※1)の女性役付職員の割合の <u>目標値未記載</u>	県職員(知事部局等※1)の女性役付職員の割合の <u>目標値を記載</u>
61	4	1	県職員(知事部局等※1)の育児休業を取得した男性職員の割合の <u>目標値未記載</u>	県職員(知事部局等※1)の育児休業を取得した男性職員の割合の <u>目標値を記載</u>
62	5	2	ひめボス Plus+認定企業数	<u>ひめボス事業所 plus、ひめボス事業所 plus+の認定事業所数</u>
62	5	3	農林水産業における男女共同参画の促進に係る全指標の <u>目標値未記載</u>	農林水産業における男女共同参画の促進に係る全指標の <u>目標値を記載</u>
90			委員名簿	委員名簿 <u>オブザーバーを追記</u>